

# 武雄市地球温暖化対策 事務事業計画

平成30年5月  
武雄市



# 目 次

## 第1章 基本的事項

- 第1節 国の取り組み…………… P 1
- 第2節 計画の目的と期間…………… P 1
- 第3節 温室効果ガスの種類…………… P 1

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

- 第1節 基準年度…………… P 2
- 第2節 温室効果ガス排出量…………… P 2

## 第3章 計画の目標

- 第1節 削減量の目標…………… P 3
- 第2節 計画の対象範囲…………… P 3
- 第3節 排出要因別の排出削減量の目標…………… P 4

## 第4章 具体的な取り組み項目

- 第1節 廃棄物の抑制(3R意識の向上)…………… P 5
- 第2節 電気・燃料使用量(車両以外)の削減…………… P 5
- 第3節 車両における燃料使用量の削減…………… P 6
- 第4節 省エネルギー行動における排出削減量の目安… P 6

## 第5章 計画の推進・管理

- 第1節 計画の推進…………… P 7
- 第2節 計画の管理…………… P 7
- 推進・管理体制…………… P 8

## 第1章 基本的事項

### 第1節 国の取り組み

1997年にCOP3にて「京都議定書」が採択され、我が国は2008年から2012年までの期間中に、温室効果ガス排出量を1990年時点に比べて6%削減することを世界に約束しました。

これを受け、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法律」という）」を制定し、地方公共団体に対し、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みの実行を推進してきました。

その後、2005年4月に定められた「京都議定書目標達成計画」に基づき、取り組みが進められてきて、2009年のCOP15において、各国が自主的に目標設定する取り組みに合意し、2020年までに、温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減する目標を設定しました。

しかし、2011年に東日本大震災が発生したことをきっかけに、エネルギー利用について見直しが行われ、2013年のCOP19において、2020年までに、2005年比で3.8%削減するという新たな目標を設定しました。

2015年のCOP21において「パリ協定」が締結され、我が国においては2030年度の二酸化炭素排出量を、2013年度比で26%削減することを約束しました。

これらを踏まえ、国は地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

この計画では、COP21で約束した削減目標と、国・地方公共団体・事業者及び国民の基本的役割、目標達成のための対策・施策等を規定しています。

### 第2節 計画の目的と期間

本計画は、法律第二十一条の規定に基づき、「地方公共団体実行計画」として、市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出量の削減に取り組めます。

計画の始期を2018年度、終期を2022年度の5か年を計画期間として定めます。

### 第3節 温室効果ガスの種類

法律に規定されている温室効果ガスの種類は、下表の7種類です。

表1 温室効果ガスの種類と排出要因

温室効果ガスの種類	排出要因となる主な活動
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	燃料や電気の使用、廃棄物の焼却など
メタン(CH <sub>4</sub> )	自動車、燃料の使用、廃棄物の焼却、下水道の処理など
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	自動車、燃料の使用、廃棄物の焼却、下水道の処理など
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの冷媒など
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体製造、溶剤・洗浄剤としての使用など
六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	SF <sub>6</sub> が絶縁ガスとして封入された変圧器の使用
三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体製造、CVD装置のクリーニングなど

## 第2章 武雄市の温室効果ガスの排出状況

### 第1節 基準年度

削減量の目標設定に係る基準年度は、2016年度とします。

2016年度の二酸化炭素排出量を基に、削減目標を設定します。

### 第2節 対象とする温室効果ガスの範囲

法律に規定されている温室効果ガス（表1）を削減の対象とします。

このうち、二酸化炭素以外の6種類は、温室効果ガス総排出量において割合が極めて小さく、排出源が多岐にわたり、事務事業活動における排出量算定が困難であるため、本計画では温室効果ガス排出量算定の対象外とします。

### 第3節 二酸化炭素の排出量

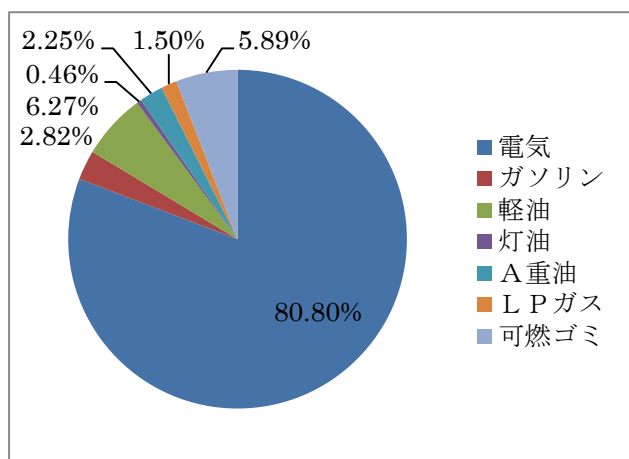
基準年度における、本市の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量は、6,415tです。

このうち、電気の使用が約81%で、二酸化炭素排出量の多くを占めています。

表2-1 基準年度（2016年度）における二酸化炭素排出量

排出要因	排出係数	活動量	二酸化炭素排出量
電気	0.000555	9,339,409 kWh	5,183t
ガソリン	0.00232	78,106 L	181t
軽油	0.00258	155,843 L	402t
灯油	0.00249	11,913 L	30t
A重油	0.00271	53,380 L	145t
LPガス	0.003	32,092 m <sup>3</sup>	96t
可燃ゴミ	2.765	136.72 t	378t
合計			6,415t

表2-2 種類ごとの二酸化炭素排出量とその割合



### 第3章 計画の目標

#### 第1節 計画の対象範囲

本計画では、本市が実施するすべての事務事業を対象とします。

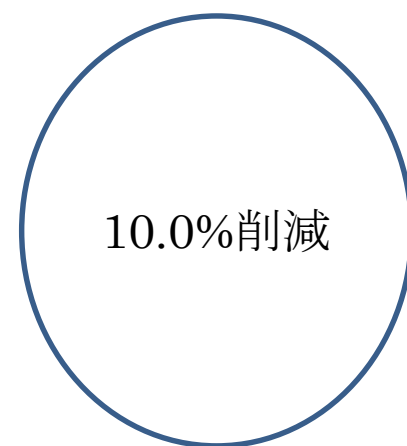
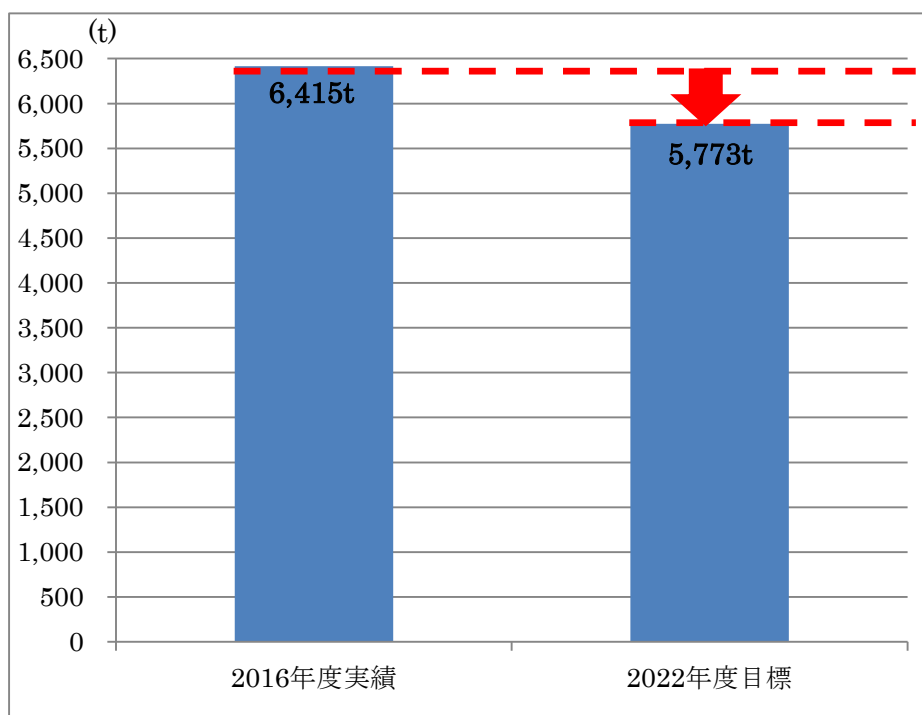
#### 第2節 削減量の目標

本計画では、温室効果ガスの排出量を、2022年度までに、2016年度比で10.0%削減します。

ただし、計画期間中の社会情勢の変化や、武雄市の事務事業の在り方・取り組みの実施状況、新庁舎稼働後の勤務状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

表3-1 削減目標

基準年度(2016年度)	目標年度(2022年度)	削減量(率)
6,415t	5,773t	-642t (-10.0%)



### 第3節 排出要因別の排出削減量の目標

排出要因別に削減量の目標を設定します。

排出要因	2016年度の 二酸化炭素排出量	2022年度の 二酸化炭素排出量	削減量	削減率
電気	5,183t	4,711t	-472t	-10.1%
ガソリン	181t	135t	-46t	-25.4%
軽油	402t	358t	-44t	-10.9%
灯油	30t	28t	-2t	-6.7%
A重油	145t	135t	-10t	-6.9%
LPガス	96t	90t	-6t	-6.2%
可燃ゴミ	378t	316t	-62t	-16.4%
合計	6,415t	5,773t	-642t	-10.0%

## 第4章 具体的な取り組み項目

### 第1節 廃棄物の抑制（3R意識の向上）

廃棄物の抑制は、最も効果的かつ取り組みやすい部門であることから、職員一人一人が3R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識を高め、廃棄物の減量に努めます。

取り組み項目	具体的な内容
リデュース(Reduce:減量)	・蛍光ペンやマジックペンなどは、詰替え用を利用する。
	・庁内会議の際は、電子化によるペーパーレス化を図る。
	・印刷物の発行は、必要性を検討し、印刷物を最小限化する。
	・両面コピー（印刷）や集約コピー（印刷）を徹底する。
	・ミスプリント防止のため、印刷前に原稿の再チェックを行う。
	・印刷時はトナー・インクを節約するようパソコンを設定する。
	・早急に必要のない物品は購入しない。
リユース(Reuse:再利用)	・使用済みのフラットファイルや封筒等の再利用を徹底する。
	・使用済み用紙を回収し、裏紙をメモ用紙に再利用する。
リサイクル(Recycle:再資源化)	・種類ごとのごみ箱(ごみ袋)を配置し、分別を徹底する。
	・再生可能な紙は、ごみとして捨てずにリサイクルする。
	・販売店が回収している容器やケースは、回収を依頼する。

### 第2節 電気・燃料使用量(車両以外)の削減

職員一人一人が節電の意識を持ち、電気使用量を削減します。

施設管理者は、設備の運用改善や適切な保守を徹底し、設備更新の際は省エネルギー型や低燃費型設備を導入し、電気・燃料使用量の削減を図ります。

取り組み項目	具体的な内容
職員一人一人の節電行動	・業務時間外は、必要のない照明を消灯し、残業時は照明の利用を最小限にする。
	・ノー残業デー(毎週水曜日)を徹底する。
	・パソコンやコピー機は省エネモードでの使用や、スリープモード移行時間の短縮など、電力プランを見直す。
	・エレベーターの利用は、2アップ3ダウン以内の昇降時は、業務に支障のない範囲で階段利用に努める。
既存設備の運用改善	・冷暖房利用時は、適正な室温になるように温度調整を行う。 (適正室温:夏 28℃・冬 20℃)
	・設備は定期的にメンテナンスを行う。
省エネルギー設備の導入	・施設や設備の更新の際は、省エネルギー型や低燃費型など、エネルギー消費効率の高い設備を導入する。



### 第3節 車両における燃料使用量の削減

公用車両の使用を控え、安全運転や適性管理により、燃料使用を削減します。

取り組み項目	具体的な内容
車両の使用を控える	・近距離の移動は公用車使用を控え、徒歩や自転車を活用する。
	・同時間帯の会議出席など、可能な場合は相乗りで行く。
エコドライブ(安全運転)	・不要なアイドリング、空ぶかしをしない。
	・急加速・急発進をせず、ゆっくりとした加減速を行うとともに、十分な車間距離をとる。減速時は早めにアクセルを離す。
	・無駄な荷物は積んだままにしない。
	・出発前に道路交通情報を確認し、時間に余裕をもって出発する。
	・エアコンの使用は控えめにし、使用時は温度・風量を適正に調節する。暖房時はエアコン(A/C)をオフにする。
	・タイヤの空気圧はこまめにチェックを行う。
低燃費車の導入推進	・利用可能車両が複数ある場合、低燃費車を優先的に利用する。
	・公用車両の新規導入・買い替えの場合は、低燃費車両の導入を推進する。

### 第4節 省エネルギー行動における排出削減量の目安

対象	省エネルギー行動	削減量(年間)	
ノートパソコン	使わないときは電源を切る(1日1時間利用時間を短縮)	3.2	kg-CO2/1台
	スリープモード移行時間を早めにする(3.25h/週)	0.9	kg-CO2/1台
デスクトップパソコン	使わないときは電源を切る(1日1時間利用時間を短縮)	18.5	kg-CO2/1台
	スリープモード移行時間を早めにする(3.25h/週)	7.4	kg-CO2/1台
エアコン	冷房を適正温度に設定する	1	t-CO2/300㎡※2
	暖房を適正温度に設定する	1	t-CO2/300㎡※2
照明	昼休みに1時間消灯する	0.7	t-CO2/300㎡※2
エコドライブ ※1	eスタート(加速を最初の5秒で20km/h)	194	kg-CO2/1台
	加減速の少ない運転	68	kg-CO2/1台
	早めのアクセルオフ	42	kg-CO2/1台
	アイドリングストップ	40	kg-CO2/1台

※出典：「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬 2017年度版」など

※1：エコドライブの項目は、排気量2000cc、年間10000km走行、平均燃費12km/ℓで計算

※2：床面積300㎡は、県内事業所平均値。年間業務日数を250日と想定。

## 第5章 計画の推進・管理

### 第1節 計画の推進

#### 1 推進体制

本計画を効果的に実施するため、各部署ごとに1名温暖化対策推進員をおき、推進体制を構築します。取りまとめを行う事務局は環境課に設置します。

#### 2 温暖化推進員の選任・責務

温暖化対策推進員は、部署の温暖化対策の取組の責任者となり、取組み状況について点検し、職員一人一人の温暖化対策の意識向上に努めます。

#### 3 温暖化対策推進協議会

温暖化推進員のうち、下記に所属する職員を温暖化対策推進協議会の委員とします。協議会を開催し、取組状況の分析を行い、状況を踏まえ計画内容の見直しを行います。

##### ○協議会委員

総務課、財政課、企画政策課、福祉課、商工課、競輪事業所、建設課、学校教育課  
生涯学習課、水道課、下水道課

#### 4 職員研修

計画策定時および計画見直しの初年度に職員研修を実施し、職員一人一人の温暖化対策に関する意識づけを行います。

### 第2節 計画の管理

#### 1 取組状況の集約

計画の取組状況は事務局において集約を行い、協議会において分析を行います。

#### 2 取組状況の公表

計画の取組状況および二酸化炭素の排出量は、ホームページ等により毎年公表します。

## 推進・管理体制

